

平成 22 年 7 月 1 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 平岡 英雄

投資信託の新商品取扱開始について

— 地域の皆様に感謝を込めて（創業 80 周年記念） —

～ 西日本に本店を置く銀行初！！ 西京銀行の劣後債を組入れた投資信託を発売

募集期間限定、募集金額限定（上限 35 億円）、申込手数料無料 ～

当行では、創業 80 周年を記念して、平成 22 年 7 月 16 日（金）より、当行劣後債を組入れた独自の投資信託『西京劣後債ファンド 2010-08（愛称：スワン）』の販売を開始することとしましたのでお知らせいたします。

『西京劣後債ファンド 2010-08（愛称：スワン）』は、当行が発行する劣後債（早期償還条項付）と日本国債に投資する投資信託で、最近人気の高まっている劣後債を高位に組入れることにより、約 2.0%（税引前）という魅力的な想定実質利回りを目指しています。

低金利が続く中、約 2.0%（税引前）の想定実質利回りの投資信託をご提供することで、日頃よりご愛顧いただいております地域の皆さまの資産運用ニーズにお応えするものです。

※上記の想定実質利回りについては、現時点での予想であり、当行がこれを保証するものではありません。

記

1. 商品名・運用会社

『西京劣後債ファンド 2010-08（愛称：スワン）』（SBI アセットマネジメント株式会社）

2. お申込み期間

平成 22 年 7 月 16 日（金）～平成 22 年 8 月 16 日（月）

3. 設定日

平成 22 年 8 月 17 日（火）

4. 商品の概要

主として株式会社西京銀行が発行する社債（劣後債）と日本国債に投資を行います。投資対象とする劣後債は、発行から 3 年またはそれ以降 6 ヶ月毎に早期償還される場合があります。当該劣後債が償還された場合は当ファンドも早期償還します。

※詳細については、7 月 16 日以降に投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 営業統括部（担当：田中）

TEL 0834-22-7663

商 品 概 要

ファンド名	西京劣後債ファンド2010-08（愛称：スワン）
商品分類	単位型投信／国内／債券
公募・私募の別	公募
募集金額	35 億円を上限とします
募集期間	平成 22 年 7 月 16 日（金）～平成 22 年 8 月 16 日（月）
信託期間	平成 22 年 8 月 17 日（火）～平成 30 年 9 月 14 日（金） 【設定日：平成 22 年 8 月 17 日（火）】
委託会社	S B I アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行
取扱開始日	平成 22 年 7 月 16 日（金）
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。
投資方針	① 主として株式会社西京銀行が発行する社債（劣後債）と日本国債に投資を行います。 ② 投資対象とする劣後債は、発行から 3 年またはそれ以降 6 ヶ月毎に早期償還される場合があります。なお、当該劣後債が償還された場合は当ファンドも当該劣後債償還直後の決算日に早期償還します。 ③ 投資対象とする劣後債は償還されるまで保有することを前提とし、劣後債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資する劣後債の発行体が債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該劣後債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。 ④ 市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
クローズド期間	設定日（平成 22 年 8 月 17 日）から平成 25 年 9 月 16 日まで
決算日	年 2 回 毎年 3 月、9 月の各 16 日（休業日の場合は翌営業日） なお、初回決算日は 平成 23 年 3 月 16 日（水）です。
収益分配方針	毎決算時に分配対象収益額（元本超過額または経費控除後の利子等収益のいずれか多い金額）の範囲内で委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
償還条項	受益権の残存口数が 10 億口未満となった場合には、償還する場合があります。
購入価額	1 口あたり 1 円
購入単位	100 万口以上 1 口単位（100 万円以上 1 円単位）
購入時手数料	お申込手数料はかかりません。
信託報酬	本ファンドの純資産総額に対して、年 0.546%（税抜：0.52%）
その他の費用	監査費用、有価証券売買時にかかる売買手数料、信託事務の諸費用等が信託財産から差し引かれます。なお、その他の費用は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。

解約請求	クローズド期間の終了後、毎月 17 日に解約請求できます。解約請求受付後の翌月 17 日を解約約定日とし、解約約定日の基準価額で解約されます。 最初の解約請求受付日は平成 25 年 9 月 17 日です。 ※17 日が休業日の場合は翌営業日となります。
解約価額	解約約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した額。
信託財産留保額	解約約定日の基準価額に 0.5% を乗じて得た額。
解約代金の支払	解約約定日から起算して 5 営業日目以降となります。
主な投資リスク	信用リスク、銘柄集中リスク、流動性リスク、価格変動リスク、劣後債への投資に伴う固有のリスク〔①劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)、②繰上(早期)償還延期リスク〕 等

※詳細については、7 月 16 日以降に投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

投資信託に関するご注意

投資信託のリスクについて

- ・投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券・REIT等の有価証券等に投資しますので、その価格が政治・経済情勢の影響、金利の変動、為替相場の変動、その発行者に係る信用状況の変化などにより変動し、基準価額が下落することがあります。そのため、投資家の皆様の投資元本が保証されているものではなく、損失を被る可能性があります。
- ※詳しくは、マネープラザにご用意している「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を十分お読みください。

投資信託取引に係る費用

- ・申込手数料……………申込時に直接ご負担いただく費用
申込口数、金額等に応じ、基準価額に対し最大 3.675%（税込）
 - ・信託財産留保額…換金時に直接ご負担いただく費用
換金時の基準価額に対して最大 0.5%
 - ・解約手数料……………換金時に直接ご負担いただく費用
1万口につき最大 105 円（税込）
 - ・信託報酬……………投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
信託財産の純資産総額に対して、最大年率 2.7125%（税込）
 - ・その他の費用……………投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用
上記のほかに「監査報酬」「有価証券売買時の売買委託手数料」「外国における資産の保管等に要する費用」等を、ファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- ※これらの費用はファンドや保有期間、申込金額により異なるため、あらかじめ具体的な金額・計算方法を記載することができません。
- ※詳しくは、マネープラザにご用意している「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を十分お読みください。

投資信託についてのご注意

- ・投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。
- ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属します。
- ・当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、マネープラザにご用意している「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を十分お読みください。